

高森都市計画下水道の変更

(高森町決定)

令和5年度

長野県高森町

高森都市計画下水道の変更（高森町決定）

都市計画高森公共下水道「2 排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称 高森町公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」ただし、

「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定めた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。

3. 下水管渠

内訳	位置		備考
	起点	終点	
放流管渠	高森町下市田	高森町下市田	高森処理区

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内訳	位置	備考
高森町終末処理場	高森町下市田	約24,000m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

既排水区域周辺の農業集落及び開発予定区域を公共下水道区域に編入させるため都市計画を変更する。

変更理由書

高森町では、行政区域全体について地域特性や経済性などを考慮して、下水道及び農業集落排水処理施設などの集合処理で対応する区域（以下「集合処理区」とする。）と合併処理浄化槽など個別処理で対応する区域に分け、集合処理区のうち、高森処理区について生活環境の改善や水質保全等都市活動を支える上で必要不可欠である下水道施設を平成 7 年 2 月 17 日に良好な都市環境の形成及び保持などが必要な用途地域を中心とした約 260 ヘクタールを排水区域に定め、併せて処理場及び汚水幹線、放流渠を高森都市計画に位置付け、都市計画決定を行い、公共下水道事業として整備を進め、平成 12 年 8 月に高森浄化センターの供用開始を行った。

その後、市街地の進展や土地利用の動向を踏まえ、平成 16 年 6 月 23 日に排水区域 307ha に、平成 29 年 3 月 2 日に排水区域 432ha へ随時区域拡大を行い、概ね整備は完了した。

一方、市街地周辺の農村集落の生活環境の改善として、平成 4 年の農業集落排水処理施設整備から始まり 6 地区の整備を完了した。それぞれの汚水処理施設の特徴を活かし、地域の実情に応じた汚水処理手法により整備を進めた結果、令和 2 年度末には高森町の汚水処理人口普及率は 92.5%となった。

しかしながら、汚水処理施設の整備から一定の期間が経過し、出原や新田では流量計など計装設備を単独費で更新した他、牛牧の計装設備やブローアなども現在仮設対応中で、機械・電気設備の耐用年数が経過しているなど施設能力が相対的に低下し、常に先を見越した計画的・段階的な改築・更新が必要なこと、又、人口減少や少子高齢化を背景に汚水処理施設の効率化、再編が急務となっている。

このため、令和 4 年度に長野県生活排水処理構想（2022 改定版）を策定するに当たり、計画処理人口や汚水量等の規模等を予測し、整備した下水道施設や農業集落排水処理施設等の位置及び施設の機能状況等を把握し、地域特性や経済性等を考慮してより効率的で効果的な下水道計画の見直しを行った結果、農業集落排水施設 6 地区を下水道排水区域に編入する方針とした。

6 地区のうち 3 地区（上市田、吉田、上平）は平成 29 年 3 月に計画決定の変更を行い、このうち 2 地区（上市田、吉田）は編入済みであり、1 地区（上平）は工事を実施中である。残り 3 地区（牛牧、出原、新田）について公共下水道高森処理区へ編入し、汚水処理施設の効率化を図ることとしたい。

都市計画策定の経緯の概要
高森都市計画下水道の変更

事項	時期	備考
地元説明	令和5年7月23日(日) 令和5年8月1日(火) 令和5年8月1日(火)	処理場地元説明 全員協議会説明 自治会(区長会)説明
長野県知事事前協議	令和5年8月14日(月)	
長野県知事事前協議回答	令和5年9月21日(木)	
公聴会の公告	令和5年10月16日(月)	R5.10月後半お知らせ 版掲載・HP・CATV
素案の閲覧(概ね2週間)	令和5年10月16日(月)～ 令和5年11月2日(木)	
公聴会 (都市計画法第16条1項)	令和5年11月13日(月)中止	
長野県知事協議 (都市計画法第19条3項)	令和5年11月20日(月)	
計画案の公告 (都市計画法第17条1項)	令和5年11月20日(月)	
計画案の縦覧(2週間) (都市計画法第17条1項)	令和5年11月20日(月) 令和5年12月4日(月)	R5.11月後半お知らせ 版・HP・CATV
長野県知事協議回答	令和5年12月19日(火)	
高森町都市計画審議会 (都市計画法第19条1項)	令和5年12月20日(水)	
都市計画決定告示 (都市計画法第20条1項)	令和6年1月予定	

【新旧対照表】

(新)

1. 下水道の名称 高森町公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」ただし、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定められた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。

3. 下水管渠

内訳	位置		備考
	起点	終点	
放流管渠	高森町下市田	高森町下市田	高森処理区

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内訳	位置	備考
高森町終末処理場	高森町下市田	約 24,000m ²

「区域は計画図表示のとおり」

(旧)

1. 下水道の名称 高森町公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」ただし、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定められた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。

3. 下水管渠

内訳	位置		備考
	起点	終点	
放流管渠	高森町下市田	高森町下市田	高森処理区

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内訳	位置	備考
高森町終末処理場	高森町下市田	約 24,000m ²

「区域は計画図表示のとおり」